

# かながわ地域看護師 養成ガイド



神奈川県地域看護師養成事業検討会

## I はじめに

### 1 神奈川県における看護師の確保の現状と課題

今後、超高齢社会で必要となる医療・福祉の提供のためには、高度急性期病院だけでなく回復期・慢性期病院や訪問看護ステーション、介護保険施設等で働く看護師の充実が必要となります。しかし、看護師の不足により、地域における看護師の確保はより困難となっています。

看護師の不足については、医療施設の規模、地域により、財源やマンパワーに差があるため、個々の施設（自院）のみでは解決することが困難であり、地域の各施設同士が連携し、看護師を確保・育成する取り組みが必要です。

また、看護師は、結婚や出産、介護などライフイベントによる離職が多いという特徴があります。今後、医療の質を担保するには、看護師の安定的な確保が重要です。そこで、異なる施設間での人材交流等、ライフステージに合わせた働く場の選択肢や視野が広がる機会が必要です。

## 2 「かながわ地域看護師」の取り組みについて

上記の課題を解決するために、神奈川県と神奈川県看護師等養成実習病院連絡協議会は、共同で神奈川県地域看護師養成事業検討会を立ち上げ、「かながわ地域看護師」という取り組みの検討を続けてきました。

「かながわ地域看護師」とは、地域内の異なる施設間で人材交流を行い、地域の医療や福祉を学ぶことで、自施設の役割を理解し施設間の連携に強い、地域医療精進・地域包括ケアシステムの中で活躍することができる看護師を育成する取り組みです。

この度、「かながわ地域看護師」の取り組みを、普及・啓発するために、取り組みの実施方法や留意事項をまとめた「かながわ地域看護師養成ガイド」を作成いたしました。

看護師を雇用されている施設におかれましては、当ガイドを活用し、「かながわ地域看護師」の養成推進について、是非ご検討ください。

### ※ かながわ地域看護師養成のパターン

#### 【養成型】

どのような機能の病院（施設）に就職するかを悩む学生や在宅看護に興味を持ち、新人から在宅分野での就職を希望する学生を対象とする。初年度は入職した病院で基礎研修を行い、2年目以降に協定先に選ばれている施設（近隣病院や在宅分野等）へ出向し勤務経験を重ね、その後就職先を決定する仕組み。

#### 【循環型】

協定を締結している病院間において人材交流を行い、一定期間の実務を経験することで他施設の機能を相互理解を深める仕組み。（機能の異なる2施設間の人材交流）

## II かながわ地域看護師養成への道筋

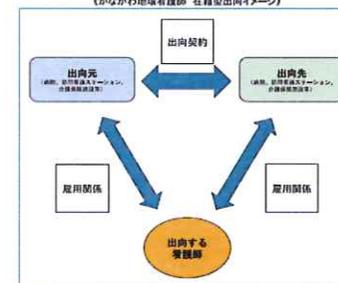
### 1 かながわ地域看護師養成の概要

本ガイドで説明する「かながわ地域看護師の養成」とは、病院等に在籍する看護師が、その地域の他の病院又は訪問看護ステーション、介護保険施設等へ出向し、人材交流を通して行うものです。出向の方法は、在籍型出向（循環型）を基本とします。

・在籍型出向…出向元企業と出向先企業との間の出向契約によって、労働者が出向元企業と出向先企業の間で雇用契約を結び、出向先企業に一定期間継続して勤務することをいう。

出向：雇用関係 労働契約法（第60条の4）第1項第1号

《かながわ地域看護師 在籍型出向イメージ》



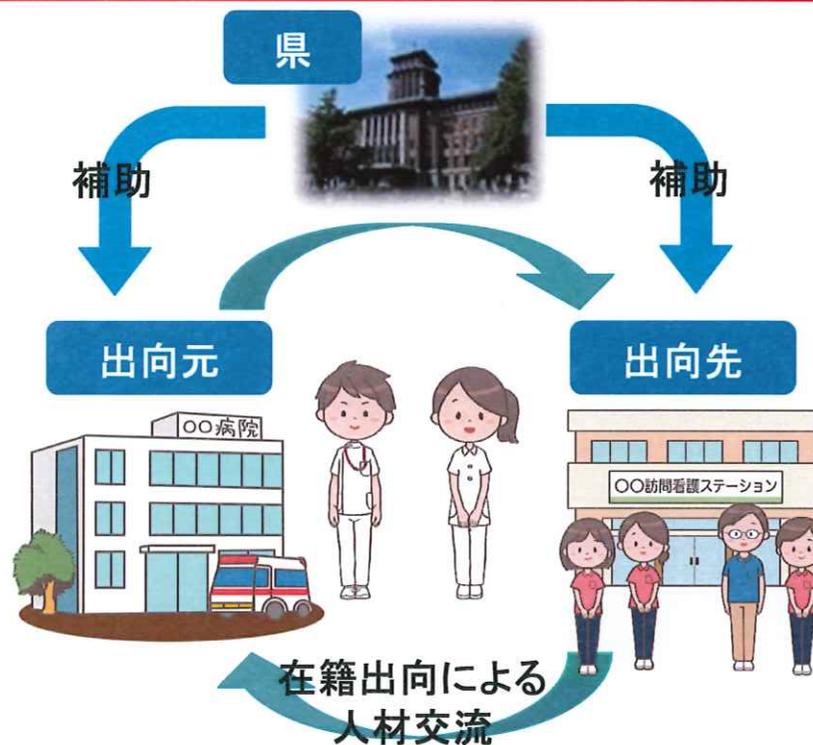
# 令和7年度 かながわ地域看護師養成事業費補助

## 【趣旨・目的】

患者の状態に応じて切れ目なく円滑に医療を提供するため、看護師が急性期病院や介護施設、在宅など幅広い領域に対応する能力を持つことができるよう、地域内の異なる施設間における人材交流・育成を支援する。

## 【事業概要】

<b>補助対象</b>	県内に所在する病院、診療所、訪問看護ステーション、助産所、介護老人保健施設、介護医療院、特別養護老人ホーム及び看護師等養成学校（除：県立）の開設者であって、「かながわ地域看護師養成ガイド」を用いて、出向により看護師を送り出す事業主及び出向看護師を受け入れる事業主 ※1施設につき3年度間に限る。 ※資本的、経済的、組織的関連性等からみて独立性が認められる事業主間の出向で、出向契約が締結されていることを要する。 ※出向先で勤務する日数が40日/年以上であることを要する。
<b>補助対象経費</b>	① <b>基礎経費</b> 事務担当者経費、看護責任者経費、教育担当者経費、旅費、需用費等 ② <b>看護師等派遣経費</b> 出向看護師の給料等に係る出向先と出向元の給料等の差額
<b>補助率</b>	3 / 4
<b>基準額</b>	① <b>基礎経費</b> 出向元事業主：出向看護師1人当たり434,000円 出向先事業主：受入出向看護師1人当たり938,000円 ② <b>看護師等派遣経費</b> 出向看護師1人1日当たり2,300円×給与差額の負担割合 ※支給限度人数：1事業主当たり5人（同一看護師1年度限り） ※支給限度日数：240日（2,300円×240日＝552,000円）
<b>成果指標</b>	参加病院における平均在院日数の短縮：前年度比1%短縮 ※令和7年度参加病院の成果について、令和8年度の実績値を用いて令和9年度中に成果検証を行う。



令和7年度予算額：17,316千円  
 （地域医療介護総合確保基金：区分Ⅳ）

## 令和7年度かながわ地域看護師養成事業費補助事業計画書届出病院等

### ■出向元11施設・出向先15施設

(令和7年6月末届出時点)

2次医療圏	出向元	出向先
【横浜】	済生会東部病院	汐田総合病院
	汐田総合病院	済生会東部病院
	横浜市立大学附属病院	看護協会訪問看護ステーション
	横浜石心会病院	済生会東部病院 (再掲)
汐田総合病院 (再掲)		
【川崎南部・北部】	聖マリアンナ医科大学病院	麻生総合病院
		訪問看護ステーション長沢ひまわり
		ソフィアメディ訪問看護ステーション溝口
		ナースの家すすき野
	たまふれあい訪問看護ステーション	亀田病院

Kanagawa Prefectural Government

7



## 令和7年度かながわ地域看護師養成事業費補助事業計画書届出病院等

### ■出向元11施設・出向先15施設

(令和7年6月末届出時点)

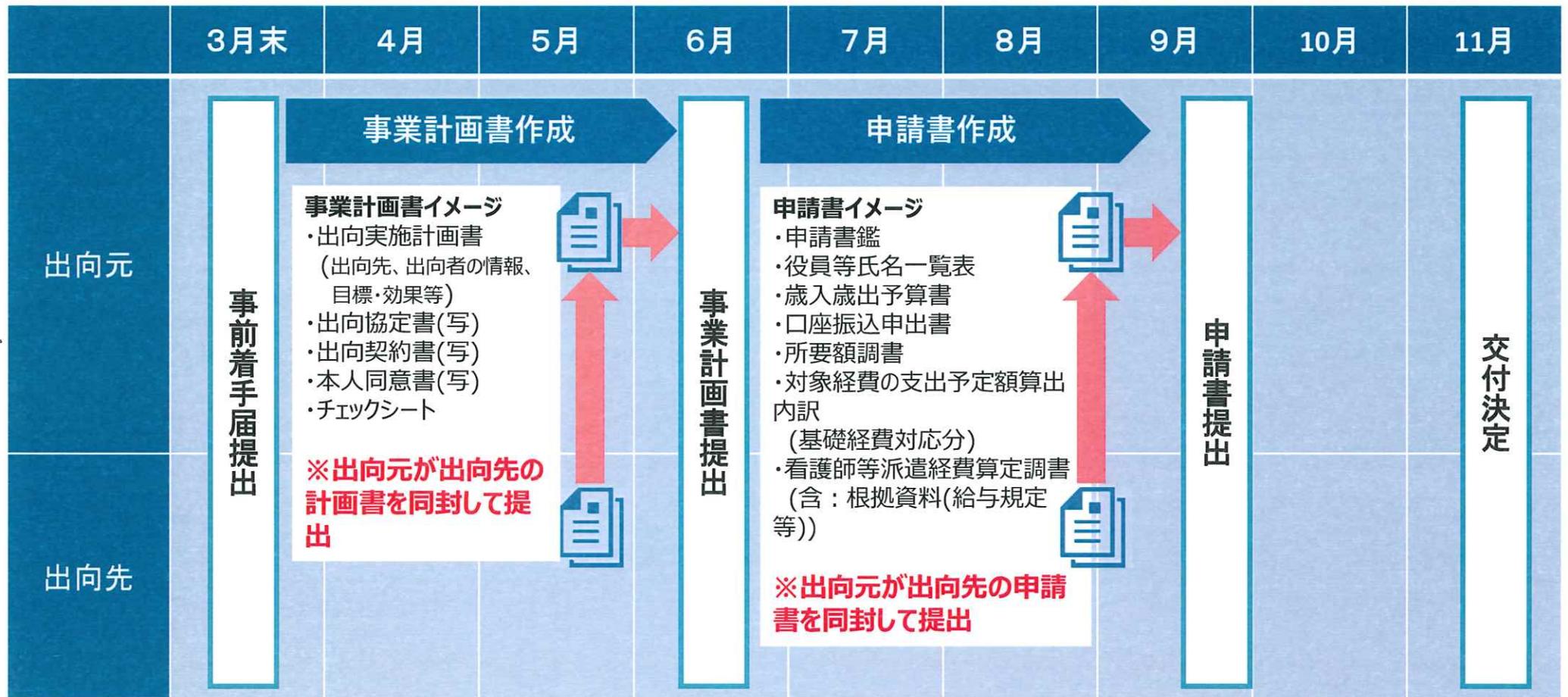
2次医療圏	出向元	出向先
【横須賀・三浦】	横須賀共済病院	湘南病院
		三浦市立病院
		衣笠病院
【湘南西部】	伊勢原協同病院	秦野厚生病院
	秦野厚生病院	伊勢原協同病院
【県央】	神奈川リハビリテーション病院	東名厚木病院
	東名厚木病院	神奈川リハビリテーション病院

※【湘南東部】 【相模原】 【県西】 令和7年度はなし

Kanagawa Prefectural Government

8

# 申請のイメージ（4月から出向の検討等、事業に着手する場合のスケジュール）



※交付決定以降の手続きは、他の補助金と同様（当該年度3月末までに実施状況報告書、翌年度4月5日までに実績報告書提出）。

※翌年度5月下旬に入金